

多治見市中心市街地活性化協議会 規約

(協議会の設置)

第1条 多治見市中心市街地の活性化を図るために中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下、「法」という。）第15条1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、多治見市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により多治見市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、関係主体が参画・連携するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、多治見市中心市街地の活性化の推進と多治見市の発展に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 多治見市が作成する中心市街地活性化基本計画の策定及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 多治見市中心市街地の活性化に係る総合調整
- (3) 多治見市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (4) 多治見市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地活性化に寄与する活動の企画及び実施

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 多治見まちづくり株式会社（法第15条第1項第1号）
 - (2) 多治見商工会議所（法第15条第1項第2号）
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、法第15条4項第1号及び第2号に規定する者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項各号に掲げる者のほか、公共施策、経済、都市計画の分野に関して優れた知識及び経験を有する者を構成員として加えることとする。
- 3 第1項第3号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の会員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において協議会は、

正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

- 4 前項の申出により、協議会の構成員となった者は、第1項3号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(任期)

第6条 任期は、多治見市中心市街地活性化基本計画の期間が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。なお、欠席の場合、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の2分1以上で決し可否同数ときは、会長の決するところによる。

(幹事会の設置)

第9条 協議会の効率的な活動に必要な事項を検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長と協議のうえ事務局が別に定める。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第11条 会長は、必要があると認めきは、委員以外の者に対し、会議への出席その他の方法により意見を求めることができる。

(事務局)

第12条 会議の事務局は、多治見まちづくり株式会社とする。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年8月30日から施行する。
- 2 この規約は、第6条に規定する委員の任期が満了日をもって、その効力を失う。